

青森県報

第千五十号

令和八年
四月八日
(水曜日)

令和八年四月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第三十四号

青森県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

目次

○青森県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則……………
〔障 社が 課い〕 …… 一
○青森県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………
〔 同 〕 …… 一

告 示

○介護保険法による指定市町村事務受託法人の指定……………
〔保 高 齢 福 祉 課 〕 …… 二
○使用の許可に係る漁港施設の指定の一部改正……………
〔整 漁 港 漁 場 課 〕 …… 二

公 告

○国土調査の成果の認証……………
〔農 村 整 備 課 〕 …… 四
○県営土地改良事業計画の変更の決定……………
〔 同 〕 …… 四
○県文化財の指定……………
〔保 文 化 財 課 〕 …… 四

規 則

青森県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

青森県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成十八年三月青森県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「自立支援医療費支給認定（変更）申請書（第一号様式）」を「知事が別に定める申請書」に改める。

第三条中「自立支援医療受給者証記載事項等変更届出書（第二号様式）」を「知事が別に定める届出書」に改める。

第四条中「自立支援医療受給者証再交付申請書（第三号様式）」を「知事が別に定める申請書」に改める。

第五条第一項中「第四号様式」を「第一号様式」に改め、同条第二項中「第五号様式」を「第二号様式」に改め、同条第三項中「第六号様式」を「第三号様式」に改める。

第六条第一項中「第七号様式」を「第四号様式」に改め、同条第二項中「第八号様式」を「第五号様式」に改め、同条第三項中「第九号様式」を「第六号様式」に改める。

第七条第一項中「第十号様式」を「第七号様式」に改め、同条第二項中「第四十三条の七第一項」を「第四十九条第一項」に、「第十一号様式」を「第八号様式」に、「第十二号様式」を「第九号様式」に改める。

第一号様式から第三号様式までを削り、第四号様式を第一号様式とし、第五号様式から第十二号様式までを三様式ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年四月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第三十五号

青森県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

青森県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和四十五年三月青森県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第九号中「精神障害者保健福祉手帳交付（精神障害状態認定）申請書（第九号様式）」を「知事が別に定める申請書」に改め、同条第二項中「第十号様式」を「第九号様式」に改める。

第三条の二中「第十号様式の二」を「第十号様式」に、「第十号様式の三」を「第十号様式の二」に改める。

第三条の三中「第十号様式」を「第九号様式」に、「第十号様式の三」を「第十号様式の二」に改める。

第十六条を削る。

第九号様式を削り、第十号様式を第九号様式とし、第十号様式の二を第十号様式とし、第十号様式の三を第十号様式の二とする。

第二十七号様式を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第二百六十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二十四条の二第一項の規定により、次のとおり指定市町村事務受託法人を指定したので、介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第十一条の六第一号の規定により公示する。

令和八年四月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定市町村事務受託法人	名 称	市町村事務の種類	名 称	指 定 日
株式会社ビリーブケアサポート	主たる事務所の所在地	介護保険法第二十四条の二第一項第二号の事務	所在地	令和八・三・九
青森市浪打一丁目一四の三			八戸市類家五丁目二七の一	

青森県告示第二百六十九号

平成二十年四月一日青森県告示第二百九十五号（使用の許可に係る漁港施設の指定）をもって指定した青森県漁港管理条例（昭和三十八年十月青森県条例第五十七号）第九条第一項第一号に規定する指定施設を変更したので、同告示の一部を次のように改正し、令和八年四月八日から施行する。

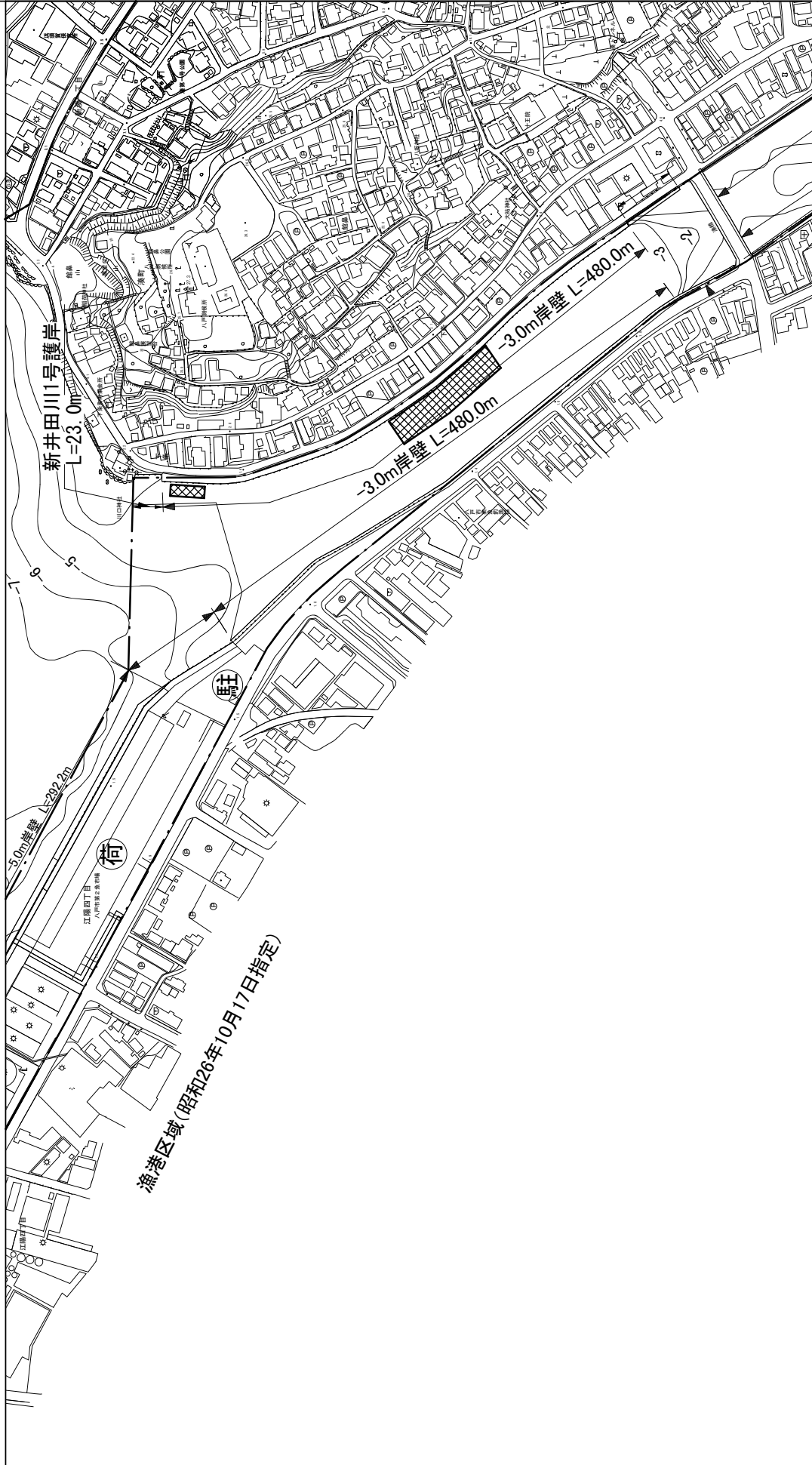
令和八年四月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

別図二十四を次のように改める。

別図二十四

八戸漁港（小中野地区） 指定施設



公 告

国土調査の成果の認証

弘前市が行った次の地域に係る国土調査の成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

令和八年四月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

弘前市大字藍内字関ヶ平の一部

県営土地改良事業計画の変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、嘉沢地区の県営土地改良事業（農業用河川工作物応急対策事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならぬこととされている。

令和八年四月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和八年四月九日から同月二十八日まで

三 縦覧の場所

青森県庁農村整備課ウェブページ

教育委員会

青森県教育委員会告示第七号

青森県文化財保護条例（昭和五十年十二月青森県条例第四十六号）第四条第一項の規定により、次の表に掲げるものを県重宝に指定する。

令和八年四月八日

青森県教育委員会

種別	名称	員数	所在地	所有者
県重宝	旧制木造中学校講堂	一棟	つがる市木造若緑五二の一	つがる市
県重宝	弘前藩庁日記	四、五三六冊	弘前市大字下白銀町二の一	弘前市
県重宝	八戸藩日記	六一三冊	八戸市大字糠塚字下道二の一	八戸市

（発行者・発行人）
青森市長 島一丁目一番一
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付二十四円九十五銭